

漁業に関する法令違反に対する行政処分方針

(趣旨)

第1 漁業法（昭和24年法律第267号）第131条及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第47条の規定に基づく停泊命令等の行政処分は、この方針の定めるところによる。

(停泊処分日数賦課の基準)

第2 法令違反に対する船舶の基準処分日数は別表による。ただし、情状酌量により1日の範囲で停泊処分を軽減することができる。

(牽連犯に対する処分)

第3 一つの行為が二つ以上の違反となる場合には、その最も重い処分日数により処分を行う。

(悪質犯に対する処分)

第4 漁業監督公務員に対し悪質な抵抗をした場合は、許可船舶にあっては許可を取り消しし、無許可船舶にあっては、40日の停泊処分を行う。

(累犯に対する処分)

第5 同一漁業において過去5か年以内に違反歴5犯に達した者については、許可の取り消しを行う。

(犯数の計算)

第6 犯数については、同一漁業について同一漁業者に対して行った行政処分回数（違反に係る船舶の滅失、譲渡、その他の理由により事実上行政処分を行うことができなかつた場合を含む。）を計算する。

2 名義等が異なる漁業者であっても、経営の実態が同一と認められるものにあつては犯数を通算する。

3 犯数の計算にあつては、他の機関が行つた行政処分（船舶の停泊処分に限る。）回数を犯数に通算する。

4 同一漁業者について満5か年以上累犯がなかつた場合における以降の違反行為に対しては、あらためて初犯として扱う。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 漁業法令違反に対する行政処分方針（平成16年5月26日）は廃止する。
- 3 この方針の施行前に行った違反に対する行政処分については、なお従前の例による。
- 4 第6の犯数計算の規定適用については、附則第2項の規定による廃止前の漁業法令違反に対する行政処分方針を通算して計算するものとする。

別表

法令	条項	違反内容	処分の日数			
			初犯	2犯	3犯	4犯
漁業法 福島県漁業調整規則	第57条第1項 第4条	漁業の許可	10	20	30	40
福島県漁業調整規則	第13条第1項、第2項	許可等の条件	7	15	25	35
漁業法	第58条で準用する第47条	制限措置の違反	7	15	25	35
福島県漁業調整規則	第34条第1項	保護水面における採捕の禁止	7	15	25	35
〃	第40条第1項	禁止期間(海面のものに限る)	7	15	25	35
〃	第40条第1項	体長等の制限(海面のものに限る)	5	10	20	30
〃	第32条	漁業の禁止	5	10	20	30
〃	第37条第1項	漁具漁法の禁止(海面のものに限る)	5	10	20	30
〃	第34条第2項	保護水面における漁具制限	5	10	20	30
〃	第38条第1項	漁具の規格	5	10	20	30
漁業の許可及び取締り等に関する省令	第75条第2項	小型機船底びき網漁業の禁止海域、期間等	10	20	30	40
福島県漁業調整規則	第41条	河口付近における採捕の制限	7	15	25	35
漁業法 福島県漁業調整規則	第131条 第47条	停泊命令等	処分不履行日数の倍の日数			
漁業法 福島県漁業調整規則	第131条 第47条	漁具その他の使用禁止、陸揚げ命令	10			